

設置要綱

(目的)

第1条

新情報セキュリティ技術研究会（以下「研究会」という）は、電磁波漏洩を防ぐための技術など情報セキュリティ確保に有用と考えられる技術について研究するとともに、その活動を通じて、日本国のセキュリティ意識の向上を図ることを目的とする。

(活動内容)

第2条

研究会は、次の活動を行う。

- (1) 電磁波漏洩を防ぐための技術など情報セキュリティ確保に有用と考えられる技術の研究。
- (2) 日本国のセキュリティ意識の向上を図るための活動。
- (3) その他研究会の目的を達成するための活動

(会員)

第3条

研究会の会員は、研究会の目的に賛同して入会した者とする。

(入退会手続き)

第4条

- (1) 研究会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込みをしなければならない。
- (2) 研究会を脱会しようとする者は、書面をもってその旨を届け出なければならない。

(会費)

第5条

- (1) 会員は、年会費として5万円を納入しなければならない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、幹事に指名された会員は年会費として10万円を納入しなければならない。
- (3) 納入された会費は返還しない。

(役員)

第6条

- (1) 研究会には役員として、会長、副会長を置く。
- (2) 会長は、研究会を代表し、会務を統括する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、必要な場合は会長の職務を代行する。

- (4) 役員は総会において選出する。
- (5) 役員の仕事は、次の定期総会までとする。
ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第7条

- (1) 研究会に顧問を置くことができる。
- (2) 顧問は、学職経験者等から会長が委嘱する。

(総会)

第8条

- (1) 総会は、第3条に規定する会員をもって構成する。
- (2) 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回、臨時総会は会長が必要と認めるとき、それぞれ開催する。
- (3) 総会の議長は、会長が務める。
- (4) 総会の議長は出席した会員の過半数の同意をもって議決し、賛否同数の時は議長の決するところによる。
- (5) 総会は、研究会の設立及び解散を議決する他、次に掲げる事項を議決する。
 - ① 設置要綱の制定及び改正
 - ② 役員を選任
 - ③ 幹事の指名の承認
 - ④ 毎年度の活動計画
 - ⑤ 毎年度の活動報告及び会計報告の承認
 - ⑥ その他研究会の運営に関する重要事項

(運営幹事会)

第9条

- (1) 研究会に運営幹事会を置く。
- (2) 運営幹事会は主幹事及び幹事により構成する。
- (3) 主幹事及び幹事は、会長が指名し、総会の承認を受ける。
- (4) 主幹事及び幹事の任期は、次の定例総会までとする。
ただし、再任を妨げない。
- (5) 運営幹事会は主幹事が主宰する。
- (6) 運営幹事会は、次の事項を審議決定するため、必要に応じて随時開催する。
 - ① 総会に選出すべき事項
 - ② 総会から委任された事項
 - ③ 会長が特に必要と認めた事項
 - ④ その他総会の議決を要しない会務の執行

(部会)

第10条

研究会の円滑かつ効率的な運営を図るため、必要に応じて、運営幹事会の議決を得て、部会を置くことができる。

(事務局)

第11条

研究会の事務局は株式会社NTTデータとし、オフィスを株式会社ビカレン内（東京都新宿区1-18-13協建新宿一丁目ビル4階）に置く。

(経費)

第12条

研究会の運営に必要な経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条

研究会の会計年度は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(委任)

第14条

この設置要綱に定めるものの他、研究会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(英文表記)

第15条

研究会の英文表記は「Information Security Technology study group」（略称IST）とする。